

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	日中一時支援事業（地域生活支援事業）			事業コード	2091
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	相談認定係
課長名	晴山 陽夫	担当者名	佐々木 ゆり子	内線番号	2515
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目地域生活支援事業 (004-03)			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 平成 18 年度
根拠法令等	障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日付で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へ改正）（以下「障害者総合支援法」とする）第 77 条第 3 項、盛岡市地域生活支援給付費支給要綱、盛岡市日中一時支援事業実施要綱			

(2) 事務事業の概要

身体、知的及び精神に障がいのある方に対して日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労を支援するとともに、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し、障がいのある方の福祉の増進を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

障害者自立支援法（平成 17 年度法律第 123 号）において、市町村が地域や利用者の実情に応じて事業を実施すできることとされた地域生活支援事業の一つの事業として、それまで実施してきた障害児タイムケア事業等を継承発展させる形で開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。（3）からどう変化したか。

平成 25 年 4 月に法律の名称が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わった。

定員がいっぱいの事業所も見られ、今後いっそう需要が増え、進展していくと思われる。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、並びに障害者手帳の交付を受けていない児童で早期の療育が必要と市長が認めた方。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 見込み
A 給付費支給申込者数	人	610	694	790	762	700
B						
C						

(3) 24年度に実施した主な活動・手順

日中における活動の場を提供するため、対象となる方々に事業内容を周知し、給付費支給申込を受け、決定後受給者証を交付した。一方で、新たにサービス提供事業所登録申請のあった事業所の登録を行った。また、サービスを提供した月ごとに事業所から請求を受け、支出をした。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 実利用者数	人	369	464	286	419	470
B 延べ利用者数	人	17,236	17,984	18,757	17,667	20,000
C 登録事業所数	箇所	47	47	48	50	55

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

障がいのある方に対して日中における活動の場を提供し、家族の就労支援と介護している家族の一時的な休息を確保し、障がいのある方の福祉の増進を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22年度実績	23年度実績	24年度計画	24年度実績	26年度目標値
A 実利用者数	□上げる □下げる ■維持	人	369	464	286	419	470
B 延べ利用者数	□上げる □下げる ■維持	人	17,236	17,984	18,757	17,667	20,000
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22年度実績	23年度実績	24年度計画	24年度実績
事業費	①国	千円	25,371	28,106	28,007	25,661
	②県	千円	12,685	14,053	14,003	12,831
	③地方債	千円	0	0		
	④一般財源	千円	12,687	14,053	14,004	12,831
	⑤その他()	千円	0	0		
	A 小計 ①～⑤	千円	50,743	56,212	56,014	51,323
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	150	150	150	150
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	600	600	600	600
計	トータルコスト A+B	千円	51,343	56,812	56,614	51,923
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

障がいのある方に日中における活動の場を提供するとともに家族の就労支援や一時的な休息を確保することにより社会参加の促進に結びつく。

② 市の関与の妥当性

障害者総合支援法に基づき制度化された事業であり、また、国庫・県費の補助金を導入して市町村が実施することとされている事業であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

障害者総合支援法及び盛岡市日中一時支援事業実施要綱により対象が明確であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

障がいのある方の日中における活動の場の提供や家族の就労支援・一時的な休息確保が困難となり、社会参加の促進に影響を及ぼす。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

サービス提供事業所が増えればサービスが提供しやすくなり成果は向上する。

(3) 公公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益の対象は明確であり、対象者は申請・認定により自由に契約を結び受益できるため適正化余地はない。

(4) 効率性評価

サービスの受給は申し込みに基づき受給内容や負担額等を認定し、定められたサービス単価や負担割合により実施されるため削減できない。

申込・認定事務は対面事務が中心となることと、事業所への支払事務も利用者一人一人の日々の利用状況を時間帯・時間数・サービス加算の内容ごとに確認して行っており、削減の余地はなく、むしろ制度の普及に伴い事務量の増加が想定される。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

現状の制度で利用の拡大が見込まれる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

日中一時支援の申込理由は多岐にわたり、需要もますます増加傾向にある。家族のレスパイト目的、放課後対策となると支給決定時点で制限するものではない。扶助費は増加の一途をたどるため財政的問題の解決を要する。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
 - 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
 - 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

日中一時支援事業は、障がい(児)者に活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための機会を提供するとともに、家族の一時的な休息を図ることを目的としており、ニーズの把握と周知方法の工夫が望まれる。